

市・県民税、国保税、所得税の

申告受付が

はじまります

今年も市・県民税、国民健康保険税、所得税の申告時期を迎えました。申告は市・県民税や国民健康保険税の税額を決める大切なものです。また、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、児童手当などの算定基礎資料となります。

市では、**2月16日(月)から3月16日(月)まで**(土・日曜日は除く)申告受付をおこないますので、期限内の申告をお願いします。



2月号の表紙

～光のバレンタイン in 飛龍窯
「TAKEO・世界一飛龍窯灯ろう祭り」



2月14日(土)、武内町の飛龍窯で「TAKEO・世界一飛龍窯灯ろう祭り」を開催します。ステージイベント、窯内イベントをご用意。また夕方からは、1000個の手作り灯ろうに火をともし、光の海を演出。

ぜひ、幻想的な灯ろうをお楽しみください。

詳しくは11ページをご覧ください。

● 申告が必要な方

- ① 平成21年1月1日現在、武雄市に居住し、平成20年中に所得があった方
 - ※個人年金、生命保険の一時金及び損害保険の満期返戻金も課税対象となります。
 - ② 給与所得者で給与のほか、に所得があった方
 - ③ 平成20年中に会社などを退職し、再就職されていない方
 - ④ 雑損控除、医療費控除などの所得控除を受けようとする方
 - ⑤ 2ヶ所以上から給与などの支払を受けていた方
 - ⑥ 国民健康保険に加入している方
- ※平成20年中に所得がなかった方

～目次～

申告がはじまります	2～4
税務課公売会・介護予防	5
水と土探検支援事業・生活習慣病	6～7
契約業者募集・人権フェスタ	8
食育シンポジウム・市長へのはがき	9
市長選挙結果・交通災害共済	10
飛龍窯灯ろう祭り	11
カレンダー	12～13
男女共同参画	14
介護保険	15
九州新幹線西九州ルート	16
保健連絡協議会だより	17
まちの話題	18
文化協会・お誕生日おめでとう	19
みんなのスポーツ	20～21
募集・お知らせ	22～23
よかまち武雄をつくる人々	24

● 申告しない方

- ① 平成20年分の確定申告書を税務署へ提出した方、または提出予定の方
- ② 給与の支払報告書が事業所から市役所税務課へ提出されていて、その他の所得がない方
- ③ 年齢が65歳以上で、所得が年金収入のみであり、

● 農業、営業、不動産所得を申告する方

昨年1年間に生じた収入金額、必要経費のすべてを収支内訳書に記入のうえ申告ください。平成19年分から減価償却費の計算の仕方が改正されました。内容につきましては「収支内訳書の書き方」または国税庁のホームページをご覧になるか、市役所税務課または税務署(23)2127までお問い合わせください。

* 平成20年産の保有米等は、1俵(60kg)当たり1万2千円、自家用野菜は1畝

公的年金収入が148万円以下の方(65歳未満の方は98万円以下)

(1a) 当たり8千円を
やすに計算してください。

●申告に必要なもの

- ① 申告書、印鑑
- ② 農業、営業、不動産所得のある方は、収入、経費を記入した帳簿書類や領収書(農業の場合は、営農通帳や農協との取引明細書(アグネス) など)
- ③ 給与所得の場合は、源泉徴収票(原本)や給与支払証明書
- ④ 雑(年金)所得の場合は、公的年金等の源泉徴収票(原本)
- ⑤ 個人年金、生命保険の一時金及び損害保険の満期返戻金の支払調書
- ⑥ 社会保険料の支払証明書(国民健康保険税、国民年金など)
- ⑦ 生命保険料や旧長期損害保険料、地震保険料の支払証明書
- ⑧ 医療費、雑損、寄附金控除を受ける方は領収書または証明書
- ⑨ 所得税の還付を受ける場合は、申告者本人名義の銀行名、支店名、口座番号がわかるもの

●申告受付の日程と会場

各地区の申告受付日程は次のとおりです。

※会場、時間帯によっては、待ち時間が長くなる場合もあります。時間に余裕をもってお越しください。

◆受付時間 全会場とも午前9時から午後4時まで
(土・日曜日は除く)

対象地区	受付日	受付場所
山内町	2月16日(月) から 3月6日(金) まで	山内公民館
北方町	2月16日(月) から 3月6日(金) まで	北方支所 2階会議室
西川登町	2月16日(月) 2月17日(火)	西川登公民館
東川登町	2月18日(水) 2月19日(木)	東川登公民館
武内町	2月20日(金) 2月23日(月)	武内公民館
若木町	2月24日(火) 2月25日(水)	若木公民館
朝日町	2月26日(木) 2月27日(金)	朝日公民館
橘町	3月2日(月) 3月3日(火)	橘公民館
武雄町	3月4日(水) から 3月6日(金) まで	武雄市文化会館 ミーティングホール
市内全域	3月9日(月) から 3月16日(月) まで	武雄市文化会館 ミーティングホール

!! ~ご注意ください~

- ①対象地区の割り当ての日に申告できない方は、3月9日(月)(旧武雄市の方は3月4日(水))から16日(月)までに武雄市文化会館ミーティングホールで申告ください。
- ②受付場所以外での申告受付は出来ません。
- ③山内町及び北方町の方は、昨年まで申告期間内はすべて左記の受付場所で申告受付をおこなっていましたが、今年からは2月16日(月)から3月6日(金)までの受付となります。お手数ですが、3月9日(月)から3月16日(月)までは武雄市文化会館ミーティングホールまでお越しいただき申告ください。



税源移譲により所得税が減額し、控除できる住宅ローン控除額が減少する場合があります。所得税から控除しきれなかった額がある場合は、「市町村民税・道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書」を下記により提出すると、翌年度の個人住民税(所得割)から控除できます。

なお、申告書は市役所ホームページからダウンロードされるか、市役所税務課又は税務署に準備しておりますのでご利用ください。

●所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方へ

対象者	平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で所得税から控除しきれなかった額がある方	
提出先及び提出方法	年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して平成21年1月1日現在お住まいの市区町村へ提出
	所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出
申告期限	平成21年3月16日	

※次ページも申告に関する内容を掲載しています。